

○陸別町スポーツ振興基金運用規則

平成7年6月22日規則第11号

改正

平成17年11月22日規則第19号

平成23年7月28日規則第9号

平成29年3月16日規則第3号

令和元年6月25日規則第2号

令和3年12月16日規則第12号

陸別町スポーツ振興基金運用規則

(目的)

第1条 この規則は、陸別町スポーツ振興基金条例（平成4年陸別町条例第15号）第6条の規定に基づき、基金の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(運用)

第2条 基金は毎年度第3条に規定する運用委員会に交付し、別表第1「陸別町スポーツ振興基金運用基準」に掲げるスポーツ活動について必要と認められた個人又は団体に対し援助することにより運用する。

2 前項の規定による個人又は団体は原則として陸別町立学校に在籍する児童生徒又は陸別町に在住する勤労者とする。

3 援助を受ける個人又は団体の手続きは、陸別町補助金等交付規則（昭和51年陸別町規則第17号）の規定を準用する。

(運用委員会の設置)

第3条 前条の助成金を交付する個人又は団体を選考するため、陸別町スポーツ振興基金運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、助成金を交付する個人又は団体を選考する。

(運用委員会の構成)

第4条 運用委員会の委員の定数は、5名以内とする。

2 委員は学識経験者の中から町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運用委員会の組織)

第5条 運用委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は運用委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

(運用委員会の開催)

第6条 運用委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(交付の決定)

第7条 助成金を交付する個人又は団体の決定は運用委員会が行い、その事項を町長に報告する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月22日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月16日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月16日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

陸別町スポーツ振興基金運用基準

1 助成対象事業

- (1) 地区予選大会を経て全道、全国大会等に出場する場合（未勝利を除く）又は管内選抜チーム（1軍クラス）に参加する場合で下記の団体が主催するもの
 - ① 国、北海道、北海道教育委員会が主催する大会等
 - ② 日本スポーツ協会及び北海道スポーツ協会（加盟する各競技団体含む）が主催する大会等
 - ③ 日本スポーツ少年団本部及び北海道スポーツ少年団本部が主催する大会等
 - ④ その他、特に教育委員会が認めたもの
- (2) 町内において住民・町外者を対象にした『新規の各種大会』を開催する場合の経費
- (3) 各種スポーツ指導者等講習会（審判講習を含む。）受講に係る経費及び指導者等登録料・登録更新料
- (4) スポーツ少年団認定指導者講習会受講に係る経費及び認定指導者登録料・登録更新料
- (5) スポーツ振興上の講習会・研修会の開催に係る経費
- (6) 上記のほか、特に運用委員会が必要と認めたもの
- (7) 本事業に係る助成は、同一競技、同一人物、同一年度、2回までとする。

2 助成基準

- (1) 大会等出場は、選手実人員と引率指導者は2名以内とする。ただし、特に教育委員会が認めたものはこの限りでない。
- (2) 大会等出場に係る助成額は、交通費、宿泊料、参加費、滞在費の実費額の合計の3分の2以内の額とする。ただし、宿泊料で大会事務局より斡旋された場合、又は交通費で学生割引、団体割引等が適用される場合はその金額を実費額とする。
- (3) 大会主催者側より参加経費の助成があった場合は、その金額を差引いた額を助成するものとする。
- (4) 各種大会の開催に係る経費の助成は、景品等の実費額とする。
- (5) 指導者講習会等の受講に係る助成は、交通費、宿泊料、参加費、滞在費の実費額とする。ただし、宿泊料で主催者側より斡旋された場合はその金額を実費額とする。
- (6) 講習会・研修会の開催に係る経費の助成は、講師謝礼金等の実費額とする。
- (7) 陸別町スポーツ振興基金運用事業に係る助成は、予算の範囲内とする。